資料2

守秘義務に関する誓約書

　　令和　　年　　月　　日

堺市上下水道事業管理者　様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、堺市（以下、「市」という。）から、令和６年５月２日付で公表された「（仮称）堺市三宝汚水ポンプ場整備事業に係るサウンディングについて」への参加を目的（以下「本目的」という。）として、参加申込書及び本誓約書を提出した者にのみ提供される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるにあたっては、下記の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配付を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

２　当社は、守秘義務対象資料等の市から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

３　当社は、当社の代理人、補助者その他の者に守秘義務対象資料を開示しようとするときは、別紙「守秘義務対象資料提供先一覧表」を市に提出し、事前に市の承諾を受けます。資料提供先への資料提供は、市の事前承諾を受けた場合及び開示の相手方に本誓約書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約させた場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。なお、資料提供先がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し一切開示しません。

第３条（善管注意義務）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第５条（損害賠償義務等）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、及び第１条第３項に基づいて資料提供先が本誓約書に違反する行為により秘密が漏えいした場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料に関する情報を提供し、又は当該資料を貸与した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第６条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、受領した守秘義務対象資料を、令和6年11月30日（以下「期間終了日」という。）までに、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。

２　受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（電子媒体への記録を含む。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。ただし、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

以上

（別紙）

守秘義務対象資料提供先一覧表

住所又は所在地：

商号又は名称　：

担当者氏名　　：

電話番号　　　：

メールアドレス：

（仮称）堺市三宝汚水ポンプ場整備事業の守秘義務対象資料について、当社は下記の提供先に対し、資料の提供を希望します。また、守秘義務の履行を誓約させた上で資料の提供をします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資料提供先 | 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| 提供した資料 | 名称 |  |

　複数の提供先がある場合は、適宜表を追加してください。

以上